



山形県公報

平成25年6月14日(金)
第2452号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県森林法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(森 林 課) ……723

### 告 示

- 歳入の収納の事務の委託……………(健康長寿推進課) ……724
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……725
- 土地改良区の役員の就任の届出……………( 同 ) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………( 同 ) ……726
- 土地改良区の役員の住所変更の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良事業施行の適当の決定……………( 同 ) ……727
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 同……………( 同 ) ……728
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) ……同

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………729
- 山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程……………同
- 山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程……………同
- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………731

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(最上総合支庁地域振興課) ……732
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……同
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……733
- 同……………( 同 ) ……734
- 一般競争入札の公告……………(警 察 本 部) ……736
- 同……………( 同 ) ……737

## 規 則

山形県森林法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第68号****山形県森林法の施行に関する規則の一部を改正する規則**

山形県森林法の施行に関する規則（昭和50年7月県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条」を「第4条」に改める。

第3条中「第2条第1号」を「第4条第1号」に改める。

第6条中「第29条」を「第87条」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

---

**告 示**

---

**山形県告示第582号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成25年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した収納事務  
介護サービス情報の公表等手数料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地  
(1) 名 称 特定非営利活動法人エール・フォーユー  
(2) 所在地 山形市小白川町二丁目3番31号
- 3 委託期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

**山形県告示第583号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営天童地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（緊急支援型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営天童土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（緊急支援型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
天童市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成25年6月24日から同年7月25日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第584号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営袖崎地区土地改良事業（農地防災事業（地域ため池総合整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営袖崎地区土地改良事業（農地防災事業（地域ため池総合整備事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所

村山市役所

3 縦覧に供する期間

平成25年6月24日から同年7月25日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、白須賀土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成25年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所              |
|----------|---------|------------------|
| 理 事      | 佐 藤 新 作 | 最上郡大蔵村大字清水1526番地 |
| 同        | 国 分 淳 雄 | 同 1498番地         |
| 同        | 早 坂 恭 一 | 同 1505番地         |
| 同        | 三 條 清 美 | 同 1474番地         |
| 同        | 大 竹 和 也 | 同 1470番地の1       |
| 同        | 国 分 啓 一 | 同 1430番地の3       |
| 同        | 角 川 憲 一 | 同 1751番地の1       |
| 同        | 国 分 孝 一 | 同 553番地の2        |
| 同        | 国 分 孝 一 | 同 3427番地の32      |
| 監 事      | 国 分 俊 秋 | 同 817番地          |
| 同        | 角 川 幸 一 | 同 1767番地         |

山形県告示第586号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、白須賀土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成25年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所              |
|----------|-------|-----------------|
| 理事       | 国分俊秋  | 最上郡大蔵村大字清水817番地 |
| 同        | 国分淳雄  | 同 1498番地        |
| 同        | 早坂恭一  | 同 1505番地        |
| 同        | 早坂竹千代 | 同 3137番地の15     |
| 同        | 大竹和也  | 同 1470番地の1      |
| 同        | 国分啓一  | 同 1430番地の3      |
| 同        | 中島慎也  | 同 1779番地        |
| 同        | 後藤俊悦  | 同 393番地の5       |
| 同        | 国分孝一  | 同 3427番地の32     |
| 監事       | 三條清美  | 同 1474番地        |
| 同        | 角川幸一  | 同 1767番地        |

## 山形県告示第587号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成25年6月14日

山形県知事 吉村美栄子

| 事業名                | 地区名    | 工事完了年月日    |
|--------------------|--------|------------|
| 基幹水利施設ストックマネジメント事業 | 三光堰1地区 | 平成25年4月25日 |

## 山形県告示第588号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、白川土地改良区の次の役員の住所に次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成25年6月14日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所                   |                    |
|----------|------|----------------------|--------------------|
|          |      | 変更前                  | 変更後                |
| 理事       | 村山邦男 | 東置賜郡川西町大字上奥田2660番地の1 | 東置賜郡川西町大字玉庭2660番地1 |

**山形県告示第589号**

米沢平野土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成25年6月4日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
新規土地改良事業計画書の写し（亀岡二期地区）  
米沢平野土地改良区定款の写し

- 縦覧に供する場所  
高島町役場

- 縦覧に供する期間  
平成25年6月14日から同年7月12日まで

- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第590号**

庄内赤川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成25年6月3日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し（猪子地区）

- 縦覧に供する場所  
三川町役場

- 縦覧に供する期間  
平成25年6月17日から同年7月16日まで

- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第591号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき寒河江市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 変更に係る都市計画の種類及び名称  
(1) 種類 寒河江市都市計画道路  
(2) 名称 3・4・20号小和田鷹ノ巣線、3・4・2号落衣島線、3・4・8号山西米沢線及び3・4・14号山西鶴田線

- 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

山形県告示第592号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき寒河江市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月14日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
寒河江都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

山形県告示第593号

次の開発行為は、完了した。

平成25年6月14日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 許可番号  
平成25年3月25日 指令村総建第5040号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
寒河江市新山町1番7、1番8、100番、101番、102番、103番、104番の一部、43番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
宮城県名取市上余田字千刈田308番地  
株式会社デンコードー

山形県告示第594号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年6月14日

山形県知事 吉村美栄子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

|   |       |     |   |        |   |   |
|---|-------|-----|---|--------|---|---|
| " | 明石台支店 | "   | " | 明石台六丁目 | " | " |
|   |       | 3番6 |   |        |   |   |

を

|   |       |     |   |             |   |   |
|---|-------|-----|---|-------------|---|---|
| " | 明石台支店 | "   | " | 明石台六丁目      | " | " |
|   |       | 3番6 |   |             |   |   |
| " | 吉岡支店  | "   | " | 大和町吉田字高田    | " | " |
|   |       |     |   | 東1（93B-40L） |   |   |

に改める。

附 則

この規程は、平成25年6月17日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成25年6月14日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,069人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 219,176人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 68,358人 | 村山市           | 7,415人  | 西村山郡 | 12,026人 |
| 米沢市         | 23,476人 | 長井市           | 7,924人  | 最上郡  | 12,554人 |
| 鶴岡市         | 37,256人 | 天童市           | 16,869人 | 東置賜郡 | 11,594人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 34,922人 | 東根市           | 12,706人 | 西置賜郡 | 8,858人  |
| 新庄市         | 10,353人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 7,440人  | 東田川郡 | 8,430人  |
| 寒河江市        | 11,562人 | 南陽市           | 9,237人  |      |         |
| 上山市         | 9,314人  | 東村山郡          | 7,513人  |      |         |

#### 山形県選挙管理委員会告示第33号

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年6月14日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

#### 山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程

山形県公職選挙運動規程（昭和44年12月県選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項及び第20条の表中「第143条（文書図画の掲示）第1項第4号の2」を「第143条（文書図画の掲示）第1項第4号の3」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 山形県選挙管理委員会告示第34号

山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年6月14日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

山形県公職選挙事務取扱規程（昭和35年7月県選挙管理委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。  
別記第57号様式の1を次のように改める。

第57号様式の1（候補者の届出（推薦届出）の告示）

(1) 衆議院小選挙区選出議員の選挙以外の選挙の場合

選挙告示第 号

年 月 日執行の 選挙につき（ 選挙区において）、候補者として、次のとおり届出（推薦届出）があつた。

年 月 日

選挙選挙長 氏 名

| 届出受理番号 | 届出年月日 | 届出の別 | ふりがな候補者氏名 | 本籍             | 生年月日 | 性別 | 党派 | 職業 |
|--------|-------|------|-----------|----------------|------|----|----|----|
|        |       |      |           | 住所             | 年齢   |    |    |    |
|        |       |      |           | 一のウェブサイト等のアドレス |      |    |    |    |
|        |       |      |           |                |      |    |    |    |
|        |       |      |           |                |      |    |    |    |
|        |       |      |           |                |      |    |    |    |

備考 1 「候補者氏名」欄には、認定された通称があるときは、その通称を記載すること。

2 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスの届出があつたときは、そのアドレスを記載すること。

(2) 衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合

選挙告示第 号

年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき（ 選挙区において）、候補者として、次のとおり届出（推薦届出）があつた。

年 月 日

選挙選挙長 氏 名

| 届出受理番号 | 届出年月日 | 届出の別 | ふりがな候補者氏名 | 本籍                  | 生年月日 | 性別 | 職業 | 政党等による届出の場合の名称 | 同時に行われる衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としてしようとする者 | 政党による届出以外の場合における所属政党等の名称 |
|--------|-------|------|-----------|---------------------|------|----|----|----------------|------------------------------------------------------|--------------------------|
|        |       |      |           | 住所                  | 年齢   |    |    |                |                                                      |                          |
|        |       |      |           | 一のウェブサイト等のアドレス（候補者） |      |    |    |                |                                                      |                          |
|        |       |      |           |                     |      |    |    |                |                                                      |                          |
|        |       |      |           |                     |      |    |    |                |                                                      |                          |
|        |       |      |           |                     |      |    |    |                |                                                      |                          |



- 備考 1 「候補者氏名」欄には、認定された通称があるときは、その通称を記載すること。  
 2 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスの届出があったときは、そのアドレスを記載すること。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。  
 2 改正後の別記第57号様式の1の規定は、この規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下この項において「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

山形県選挙管理委員会告示第35号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。  
 平成25年6月14日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
 委 員 長 熊 谷 誠

2 老人ホームの項の表中

|                         |                  |          |
|-------------------------|------------------|----------|
| 小規模特別養護老人ホーム「あっぷるの里久保田」 | 〃 久保田一丁目7番7号     | を        |
| 小規模特別養護老人ホーム「あっぷるの里久保田」 | 〃 久保田一丁目7番7号     | に、       |
| スマイルコート清住               | 〃 清住町二丁目3番70号    |          |
| 虹の家こころ                  | 〃 日枝字海老島36-4     | を        |
| 虹の家こころ                  | 〃 日枝字海老島36-4     | に改め、3 身体 |
| シニア・ライフ・サポート・マンション瑞穂の郷  | 〃 羽黒町細谷字北田128番地1 |          |
| シニアライフサポートマンション瑞穂の郷東館   | 〃 〃              |          |

障害者支援施設の項の表中

|                |               |       |
|----------------|---------------|-------|
| 山形県立総合療育訓練センター | 上山市河崎三丁目7-1   | を     |
| 南陽の里           | 南陽市宮内1204番地の3 |       |
| 南陽の里           | 南陽市宮内1204番地の3 | に改める。 |

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年5月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人オープンハウスこんぺいとう
  - (2) 代表者の氏名  
川又 真貴子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
新庄市住吉町1番12号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域に対して、福祉に関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成25年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年5月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人よねざわ情報館
  - (2) 代表者の氏名  
新谷 博司
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市門東町三丁目3番39号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、主に米沢市在住者を対象として、米沢及び米沢周辺の歴史や観光に関する情報を提供し、その理解度を検定する事業を行うとともに、合格者には定期的に情報の提供を行い、周囲の方々に対して米沢を訪れてもらえるような働き掛けをしていただき、さらに来訪者を受け入れる側の企業や事業主に対して受入体制づくりを支援することにより地域活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年6月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人いぶき

(2) 代表者の氏名

星川 龍一

(3) 主たる事務所の所在地

酒田市市条字村ノ前48番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子供たちを中軸とした様々な自然体験やふれあい活動、自主的な福祉に関する活動を行い、思いやりと助け合いを基として子供の健全育成、福祉の増進、誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに東根市役所において平成25年10月14日まで縦覧に供する。

平成25年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

さくらんぼタウン

東根市小林一丁目31番外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称           | 住 所               | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|---------|
| アイシー開発株式会社    | 東根市小林一丁目4番5号      | 井 上 政 志 |
| 株 式 会 社 コ メ リ | 新潟県新潟市南区清水4501番地1 | 捧 雄 一 郎 |
| 株式会社ヨークベニマル   | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  | 大 高 善 興 |

(変更後)

| 名 称               | 住 所               | 代表者の氏名  |
|-------------------|-------------------|---------|
| アイシー開発株式会社        | 東根市小林一丁目4番5号      | 井 上 政 志 |
| 株 式 会 社 コ メ リ     | 新潟県新潟市南区清水4501番地1 | 捧 雄 一 郎 |
| 株式会社ヨークベニマル       | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  | 大 高 善 興 |
| 株 式 会 社 ヤ マ ダ 電 機 | 群馬県高崎市栄町1番1号      | 一 宮 忠 男 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称           | 住 所               | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|---------|
| 株 式 会 社 コ メ リ | 新潟県新潟市南区清水4501番地1 | 捧 雄 一 郎 |

|             |                  |         |
|-------------|------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 大 高 善 興 |
| 株式会社アイエスケー  | 東根市小林一丁目2番41号    | 鈴 木 庸 扶 |
| そ の 他 は 未 定 |                  |         |

(変更後)

| 名 称           | 住 所               | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|---------|
| 株 式 会 社 コ メ リ | 新潟県新潟市南区清水4501番地1 | 捧 雄 一 郎 |
| 株式会社ヨークベニマル   | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  | 大 高 善 興 |
| 株式会社ヤマダ電機     | 群馬県高崎市栄町1番1号      | 一 宮 忠 男 |
| そ の 他 は 未 定   |                   |         |

## 3 変更年月日

平成25年5月23日

## 4 届出年月日

平成25年5月24日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年10月14日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに東根市役所において平成25年10月14日まで縦覧に供する。

平成25年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

さくらんぼタウン

東根市小林一丁目31番外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

アイシー開発株式会社 東根市小林一丁目4番5号

代表取締役 井上政志

株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501番地1

代表取締役 捧雄一郎

株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

代表取締役 大高善興

株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号

代表取締役 一宮忠男

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 13,223平方メートル  
 (変更後) 16,109平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 駐車場の収容台数

(変更前) 658台  
 (変更後) 685台

ロ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 136台（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
 (変更後) 157台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ハ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 353平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
 (変更後) 428平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 66.1立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
 (変更後) 111.1立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者         | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|-----------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 コ メ リ         | 午前7時    | 午後9時    |
| 株 式 会 社 ヨ ー ク ベ ニ マ ル | 午前9時    | 午後11時   |
| 未 定                   | 午前9時    | 午後9時    |
| 株 式 会 社 アイエスケー        | 午前9時    | 午後9時    |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者         | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|-----------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 コ メ リ         | 午前7時    | 午後9時    |
| 株 式 会 社 ヨ ー ク ベ ニ マ ル | 午前9時    | 午後11時   |
| 未 定                   | 午前9時    | 午後9時    |
| 株 式 会 社 ヤ マ ダ 電 機     | 午前10時   | 午後10時   |

4 変更年月日

平成26年1月25日

5 届出年月日

平成25年5月24日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年10月14日までに知事に提出することができ

る。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、免許台帳ファイリングシステム機器の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部 101会議室（1階）
- (2) 日時 平成25年8月1日（木） 午後3時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び特定役務の名称並びに数量 免許台帳ファイリングシステム機器の賃貸借及び保守サービス 一式
- (2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日まで
- (4) 納入期限及び納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち3か月分に相当する金額により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち3か月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け県公報第2419号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品等に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高橋1300番 山形県警察本部交通部運転免許課 電話番号023(655)2150

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規

則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書並びに2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品等及び特定役務の仕様書（以下「応札仕様書」という。）及び3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）を平成25年7月2日（火）午後4時までに山形県警察本部交通部運転免許課に提出すること。

また、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。）に登載されていない者でこの入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書並びに応札仕様書及び証明書を平成25年6月25日（火）午後4時までに同課に提出すること。

(2) 応札仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札仕様書又は証明書に関し、説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(3) (1)により提出された応札仕様書については、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of Driver's License Ledger Filing System: 1set

(2) Time-limit for tender: 3:00 P. M. August 1, 2013

(3) Contact point for the notice: Driver's License Section, Traffic Department, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 1300 oaza Takadama Tendo City, Yamagata Prefecture, 994-0068 Japan. Tel023(655)2150

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電子署名生成装置の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部 101会議室（1階）

(2) 日時 平成25年8月1日（木） 午後2時30分

#### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び特定役務の名称並びに数量 電子署名生成装置の賃貸借及び保守サービス 一式

(2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日まで

(4) 納入期限及び納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち3か月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札

者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち3か月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け県公報第2419号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品等に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高掬1300番 山形県警察本部交通部運転免許課 電話番号023(655)2150

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書並びに2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品等及び特定役務の仕様書（以下「応札仕様書」という。）及び3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）を平成25年7月2日（火）午後4時までに山形県警察本部交通部運転免許課に提出すること。

また、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。）に登載されていない者でこの入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書並びに応札仕様書及び証明書を平成25年6月25日（火）午後4時までに同課に提出すること。

- (2) 応札仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札仕様書又は証明書に関し、説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札仕様書については、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約



解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of Check Code Creator for IC Drivers Card License: 1set
- (2) Time-limit for tender: 2:30 P. M. August 1, 2013
- (3) Contact point for the notice: Driver's License Section, Traffic Department, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 1300 oaza Takadama Tendo City, Yamagata Prefecture, 994-0068 Japan. Tel023(655)2150

平成25年6月14日印刷  
平成25年6月14日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056